

GoToEatキャンペーンTokyo食事券 加盟店募集のご案内 (R2.10.28)

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、営業自粛や飲食店の需要低迷等で甚大な被害を受けている飲食業の皆様の支援策として、感染防止対策を講じながら営業を続けている飲食店を対象に、期間限定で需要喚起キャンペーン「GoToEatキャンペーン」を実施します。

加盟店の申請にあたり必要な書類や提出方法につきまして農林水産省HPで公開されました。対象者の方で申請を希望される方は下記をご参照いただきますようお願い申し上げます。

「加盟店登録の募集について」

加盟店の登録は10月21日（水）から開始されております。登録料は無料です。

11月4日（水）までに、申込された方は11月15日（日）前後に加盟店キット一式が届きます。11月5日（木）以降も随時申込は可能ですが、申請件数の状況により加盟店キット到着が遅くなる場合があります。

「対象となる店舗について」

日本標準産業分類の「飲食店」に該当し、保健所の飲食業許可を得ており、感染拡大防止対策を行いながら営業している飲食店。

デリバリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店舗は対象外となります。またカラオケなどの他のサービスをメインとする店舗や客への接待・遊興などを伴う飲食店についても対象外となります。登録対象外の店舗からの申請があった場合は事務局よりお断りの連絡があります。

「食事券について」

食事券はアナログ券、デジタル券の2種類があります。アナログ券のみの取り扱いまたは、アナログ券、デジタル券両方の取り扱いの2つから選択が可能です。

アナログ券は10,000円購入で12,500円分が利用できる紙チケット

デジタル券は8,000円購入で10,000円分が利用できる電子チケットです。

「食事券の利用期間・換金期間について」

食事券の利用期間は2020年11月20日（金）～2021年3月31日（水）

換金の請求期間は2020年11月20日（金）～2021年4月5日（月）です。

※換金は利用済みの食事券を事務局に送付後、1ヵ月～1ヵ月半後にご指定の口座に振り込まれます。詳細は登録された店舗にお送りする「加盟店マニュアル」をご確認下さい。

「申請手続き・必要な事項について」

参加の手続きにはWEB申請が必要になります。インターネットの環境がない方は、FAXでの申込も可能です。FAXでの申請用紙は当会窓口にあります。

申請に必要な入力項目は大きく分けて以下のとおりです。

- ①店舗名、店舗住所、店舗TEL、店舗FAX、店舗メールアドレスなどの基本情報
- ②保健所の営業許可番号、料理のジャンル、座席数、平均予算等お店に関する情報
- ③振込先金融機関名、支店名、口座番号等、食事券の換金に必要な口座に関する情報。

上記のほか、感染拡大防止対策を講じて営業を行っていることが条件となります。

加盟店登録の専用申込フォームはこちらから

<https://r.gnavi.co.jp/plan/campaign/gotoeat-tokyo/shop/index.html>

「お問い合わせ GoToEatTokyo加盟店サポートセンター 03-6746-4830」

※このご案内はGoToEat食事券取扱店の募集です。これとは別にGoToEatオンライン予約（消費者がグルメサイト等を通じて予約を行った場合にポイントが付与される制度）がありますが、申請が別途必要です。（グルメサイト事業者への直接申請です。送客手数料が発生する場合があります。）